

No.	①-5		R7 当初予算 R6 補正予算	0.7 百万円 -
事業名	地域活性化伝道師派遣制度		府省庁名	内閣府
概 要	地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家（地域活性化伝道師）を紹介し、指導・助言を行う。			
支援対象	地方公共団体	補助率	伝道師の派遣に係る旅費・謝金 （②内閣府派遣の場合のみ）	
対象事業	地方創生推進事務局では、まちづくりや地域産業、観光など様々な分野における地域おこしの実績を有した民間専門家を地域活性化伝道師として登録している。地域活性化伝道師は地域からの要請を受け、地域リーダーの育成支援や事業遂行に必要なスキル・ノウハウの伝授など、自身の知見を基に、地域課題解決に向けた支援を行う。			
支援内容	① 任意の招へい…各自治体が、課題解決への取組みに適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。 ② 内閣府派遣…当該地域活性化伝道師の派遣が、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、地域に対する助言等の一環として、予算の範囲内で実施する。			
離島での実績	—			
備 考				
担当部署	地方創生推進事務局			
連絡先	03-5510-2167			
参照 HP	https://www.chisou.go.jp/tiiki/dendoushi/index.html			